

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

新市のステップアップをささえる社会基盤づくり

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、那須塩原市

## 3. 地域再生計画の区域

那須塩原市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

那須塩原市は栃木県の北西部に位置し、面積が592.82Km<sup>2</sup>あり、山岳部が約1/2を占める広大な地域である。平坦部については那須野が原の北西一体を占め、近年は国会等の移転候補地として高い評価を受けるなど将来における発展性の高い地域である。

本市は、塩原・板室等の歴史ある温泉地や日光国立公園内の標高1,900m級の山岳、平地林の緑、清流那珂川など豊かな自然環境に恵まれ、また那須野が原の開拓の歴史を物語る青木邸や那須疏水などがあります。また、首都東京から150Km圏にあり、東北新幹線那須塩原駅や東北縦貫自動車道西那須野・塩原ICなどがあることから、農林業、工業、観光などの多彩な産業の立地にも適している。

このような本市の特性を活かし、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」をキャッチフレーズに都市と自然環境が調和し共生するまちづくりを目指している。

しかしながら、バブル経済の崩壊後、観光温泉地の景気は低迷したままの状態が続いており、平成16年5月には都市再生整備計画を策定し、「温泉と滝とつり橋のまち」をキャッチフレーズに塩原溪谷の遊歩道や歩道つり橋などの整備を進め、温泉街の再生に取り組んでいる状況にある。

また、JR東北線西那須野駅西地区の中心市街地においては、郊外に大型店が出店した影響などの要因により次第に衰退の傾向にある。このようなことから、平成17年3月に都市再生整備計画を策定し、交通結節点の機能を強化するため駅前広場や周辺道路の整備などを進めるとともに、TMOを発足させ商業環境の魅力向上に努めるなど、中心市街地の都市機能を充実させ、那須疏水の水資源や緑の資源を活かした都市再生に取り組み始めたところである。

このような取り組みのほか、東北新幹線那須塩原駅を中心とした広域拠点や東北本線黒磯駅、西那須野駅を中心とした各地域拠点と塩原温泉や板室温泉など観光拠点を広域的に連携する幹線道路を整備し、多様なアクセスを可能にし観光客の増加をそれぞれ塩原温泉観光客入込者数15%、板室温泉観光客入込者数15%とすることを目標とする。あわせて塩原温泉、板室温泉の観光客宿泊者数の10%増加を目標とする。

また、首都東京に近いことから、山間部の市道や林道を整備することにより、手軽に自然とのふれあいを楽しむことができるようにするとともに、観光資源である豊かな自然を活用し、地域の振興に努めるものとする。

さらに、拠点内の道路を整備し、交通渋滞を緩和する目標を市街地部の拠点間の連絡時間を5分間短縮することにより、人・物の移動を容易にして、農林業、工業などの振興を図るとともに活力と魅力ある地域づくりを行うこととする。

(目標1) 観光客入込者数の増加

(塩原温泉観光客入込者数を15%増加)

(板室温泉観光客入込者数を15%増加)

(目標2) 観光客宿泊者数の増加

(塩原温泉観光客宿泊者数を10%増加)

(板室温泉観光客宿泊者数を10%増加)

(目標3) 拠点間の連絡性を強化し、交通渋滞の緩和を図る

(市街地部の拠点間の連絡時間を5分間短縮)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

観光資源である豊かな自然を活用するため、板室観光拠点に位置する「林道木の俣巻川線」(那珂川地域森林計画H13~H22)と塩原観光拠点に位置する「市道旧新湯線」(市道認定S58.3.24)を整備し、観光の振興を図るほか、森林が持つレクリエーション等への多目的利用を促進し、地域の活性化を図る。

また、市街地内の街区道路として重要な位置付けである「市道松浦町稲村線」(市道認定H7.4.3)を整備し、市街地内の円滑な交通誘導や、渋滞の緩和を図る。

「市道幹I-1号線」(市道認定S59.12.26)は、明治11年に行われた那須野が原における基線測量の測量遺跡であり、基線測量後、那須野が原の開拓道路として整備された延長10kmに及び歴史のある道路である。しかし、近年の交通量の増加により、各所に痛みが激しいため、全面的に改築し南北の基幹的な道路としての役割を強化する。

次にいずれも各拠点間を連絡する骨格的な道路である「市道総合グランド西線」(市道認定S53.9.28)や「市道三本木石丸線」(市道認定S50.12.25)及び、渋滞の著しい「市道幹Ⅰ-3号線」(市道認定S59.12.26)、「市道幹Ⅰ-5号線」(市道認定S59.12.26)を整備することにより、観光拠点と中心市街地のアクセス性を向上し、効率的な道路ネットワークを構築する。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 実施主体
 

市道	那須塩原市
林道	那須塩原市
- ・ 施設の種類
 

市道	
林道	
- ・ 事業区域
 

いずれも	那須塩原市
------	-------
- ・ 事業期間
 

市道	平成17年度～平成21年度
林道	平成17年度～平成20年度
- ・ 事業費
 

総事業費	2,692,700千円	(うち交付金1,346,350千円)
市道	2,664,500千円	(うち交付金1,332,250千円)
林道	28,200千円	(うち交付金14,100千円)
- ・ 整備量
 

市道	18.45km
林道	0.13km

## 5-3 その他の事業

- ・ まちづくり交付金事業(塩原温泉地区)
 

計画期間	「平成16年度～平成20年度」
将来ビジョン	「活気と賑わいのある温泉街」
- ・ まちづくり交付金事業(駅西地区)
 

計画期間	「平成17年度～平成21年度」
将来ビジョン	「緑あふれる心豊かな潤いのある都市づくり」

## 6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標達成状況については、那須塩原市が、計画終了後に必要な調査を行い公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし